

1 市税の納期限・納付方法について

●個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納期限

納付月	税目	納期限
令和4年4月	固定資産税・都市計画税（第1期分）	5月2日（月）
5月	軽自動車税（種別割）	5月31日（火）
6月	個人市民税・県民税（普通徴収 第1期分）	6月30日（木）
7月	固定資産税・都市計画税（第2期分）	8月1日（月）
8月	個人市民税・県民税（普通徴収 第2期分）	8月31日（水）
10月	個人市民税・県民税（普通徴収 第3期分）	10月31日（月）
12月	固定資産税・都市計画税（第3期分）	1月4日（水）
令和5年1月	個人市民税・県民税（普通徴収 第4期分）	1月31日（火）
2月	固定資産税・都市計画税（第4期分）	2月28日（火）

個人市民税・県民税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日（10日が土曜、日曜又は祝日にあたる場合は、日曜又は祝日の翌日）までに納入してください。また、法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付していただきます。

●地方税共通納税システム

地方税共通納税システムとは、eLTAXを使用した電子納税の仕組みです。**全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。**さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入が可能となっています。

【利用可能な税目】

- 法人市民税 ○事業所税、
- 個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）など

ご利用方法等の詳細はeLTAX ウェブページをご覧ください。

●市税の納付方法

エルタックス [検索](#)

- ・スマホ決済 ・ペイジー納付 ・クレジット納付（※） ・口座振替納付
 - ・金融機関窓口での納付 ・コンビニエンス・ストアでの納付
- ※クレジット納付は、**税額に応じてシステム利用料がかかります。**

【対象税目】

- 個人市民税・県民税（普通徴収分） ○固定資産税・都市計画税（土地、家屋分）
- 固定資産税（償却資産分） ○軽自動車税（種別割）（口座振替納付は対象外）

詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市税 納付方法 [検索](#)

2 法人の市民税について

●「横浜みどり税」をご負担いただいています

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいています。いただいた横浜みどり税は、樹林地・農地の確実な担保、身近な緑化の推進などに活用しています。

平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いします。

法人
年間で
均等割の
9%

詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜みどり税 [検索](#)

●大法人等はeLTAXによる電子申告が義務化されました

平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において、一定の法人（※）が提出する法人市民税の申告書及び添付書類については、eLTAXにより提供しなければならないこととされました。

【対象となる法人】

- ①事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- ②相互会社、投資法人、特定目的会社

詳細については、eLTAX ウェブページをご覧ください。

法人市民税に関する申告先・お問合せ先

eLTAX 電子申告義務化 [検索](#)

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 ※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。
〒231-8316 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
電話：045-671-4481 受付時間：8：45～17：15（土日祝日年末年始を除く）